

【お知らせ】介護職員処遇改善加算について

①【介護職員処遇改善金】について ★対象:介護職員のみ

<概要>

毎月の介護報酬総単位数に各サービス毎で決められた加算率を乗じた金額を**夏季ならびに冬季賞与(特別手当含む)**にて支給。

※支給額の15%を法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料)へ充当。

②【介護職員等特定処遇改善金】について

<概要>

毎月の介護報酬総単位数に各サービス毎で決められた加算率を乗じた金額を

①当年度基本給昇給分 ②冬季賞与 ③当年度期末手当として支給。

※期末とは・・・3月31日(31日が土日祝の場合はその前日平日)

※支給額の15%を法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料)へ充当。

※改善金受給以前に年額440万を超過する職員については対象外。

期末手当については、副主任以下介護職ならびに事務職&ドライバー&ケアアテンダントが支給対象。上記以外の職種については冬季賞与にて支給。

※雇用形態は問いません。

※令和3年4月2日以降に入職した職員は支給対象外。

令和4年4月1日現在で福祉会に在籍されている職員であることが支給条件。

③【介護職員処遇改善支援補助金】について ★対象:介護職員のみ

※令和4年2月から施行

<概要>

毎月の介護報酬に各サービス毎で決められた交付率を乗じた金額を下記職員を対象に支給。

※支給額の15%を法人負担分法定福利費(社会保険料や労働保険料)へ充当。

交付率			
特養	短期	通所	特定
1.40%	1.40%	1.00%	1.40%

①支給対象職種

一般介護職・リーダー介護職・副主任介護職・主任介護職まで

②支給額

令和3年度	常勤のみ:一時金として3月度給与にて支給(1万円/人)
令和4年度	常勤一人あたり:5,000円/月 非・パー一人あたり:30円/時 支給

★令和4年5月度給与より給与明細上では「**介護職員処遇改善手当**」と表記。

それまでは「支給調整」にて計上。